

第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和6年9月12日（木）16時30分～16時45分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委 員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、内藤委員、森本委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西村委員

【事務局】

鳥取労働局 前田労働基準部長、中塚賃金室長

市村賃金室長補佐 久保田賃金指導官

4 議 事

(1) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について

(2) その他

5 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。以下、この特定最低賃金を鳥取県電子部品等最低賃金と略します。

本日は、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、9名の委員全員の御出席をいただいております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定に基づく定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の専門部会は、傍聴希望の申出はありませんでした。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いします。

○佐藤部会長 それでは、第2回の専門部会に入りたいと思います。

議事に従って議事の1、鳥取県電子部品等最低賃金に係る改正決定の必要性の審議に入りたいと思います。

前回の専門部会では、改正の必要性についての意見を述べていただくに至りませんでしたので、本日は労使双方の意見を述べていただきます。

労働者側委員からお願いします。

○河村委員 はい。改正の必要性がある。申出も行っておりますので、必要性ありと考えております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側からお願いいたします。

○西村委員 はい、鳥取県の地域別最低賃金は2年連続で過去最高額を更新して、957円で答申が行われています。今年度の審議は、賃上げを望む情勢が優位な中で議論が行われていたため使用者にとって非常に厳しい金額になったというのが本音で、すでに、経営には大きな影響があると言わざるを得ない状況です。加えて特定最低賃金は基幹労働者に適用されるというルールにはなっているのですが、実態としては基幹労働者以外の従業員の方についても、不公平感の解消やモチベーション維持のため、その社内では統一した対応が行われるケースが多いので、さらに経営を圧迫しているという実態がございます。また、現状を労働協約上の賃金の最も低い額との乖離がかなり大きいという実態がございます。そして、特定最賃の目的である企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものという役割が果たしているのかという点についての検証も必要ではないかと考えております。

一方で、県下の産業構造に変化はあるのですが、電機分野が県内産業を牽引する重要な役割を担っているということは事実であり、将来も踏まえた議論は必要であると認識をしております。

以上のことから、今回の特定最低賃金の改定の必要性ありには賛同させていただきますが、その引上げ額の程度については、極めて慎重に検討をさせていただく必要があるという前提で必要ありというふうに考えております。

最後にこれは使用者側からのお願いということなのですが、自社が特定最賃に該当する企業であるかどうかというところの確認をどういうふうにすればいいのか、あるいは最終的な判断を誰に委ねればいいのかといったような感じで、企業の中には支援が必

要な企業もあるのではないかと思います。そういった困っている企業に対しては、適切な対応をお願いしたいと思っております。以上です。

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。今のお話の、最後の部分については事務局の方でどのように対応されますでしょうか。

○中塚賃金室長 ありがとうございます。それでは事務局よりお答えします。

自社がいずれの最低賃金に該当するか分からないというところに関しましては、そういった事業所がございましたら、賃金室の方にお問い合わせいただければお答えしたいと思えます。

また、賃金室では、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ設備投資等行う事業所に対する助成金として、業務改善助成金等などがございますので、そういったところも御案内いたします。全般的に最低賃金に関する問い合わせ等ありましたら、賃金室で対応いたしますが、賃金室で対応できないものがあれば、関係部署で対応させていただくようにしたいと考えております。

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。その他の委員の方で、何かもし述べたいこととかありましたらお願いしたいのですが、特によろしいですか。

○田中委員 先ほど言われた、この特定最低賃金に該当する企業がというふうなことにについては、賃金室の方に問い合わせをするということなのでしょうけども、例えば労働基準監督署とかが、不定期に会社の方に監査とかというような形で来られて、それで以前でしたら、労働基準監督署の方が、特定最低賃金に該当するのではないかとされた企業があると聞いているんですけども、こういったことのその要はこう、労働基準監督署と労働局とのそのコンセンサスというか、繋がりがっているのはどういうふうな形にされるんでしょうか。

○佐藤部会長 御回答をお願いします。

○前田労働基準部長 そうですね。労働基準監督署と労働局の方でそういった判断はどういう形で行っているのか、コンセンサスがあるかどうかという御質問だと思うのですが、ある事業所さんで行われている作業が、特定最低賃金で適用される業務かどうかといったところについては、労働基準監督署が不定期に入る調査につきましては、それは、個々の本当に判断というか、実際に行ってみて、業務などを変えたと確認して判断しているという、個別具体的に判断しているということになります。賃金室の方で、この業種等について、これが特定最低賃金の業種なのかどうかということについてはある一点その考え方

っていうかですね。そこで判断をしています。

○田中委員 ありがとうございます。そうしましたら、賃金室の方で、その工程を見てから業種を判断されるんですか。先ほど賃金室の方に聞いてくださって言われたんですけども、そうした時に、それに該当します、該当しませんっていうのはどのような判断をもとにそうされるんですか。

○中塚賃金室長 はい。この電子デバイス等の業種であれば、その特定最低賃金については、日本産業分類の小分類でということになっておりますので、まず、私どもでお願いしたいのが、その日本標準産業分類を見ていただきまして、自分のところがどういった業種になるかっていうのは、事業をされているわけですので、そこで判断できるのではないかというふうな認識のもとで、ただ、日本産業分類を見ても分かりかねるというようなところにつきましては助言を差し上げるという意味合いでお答えしました。

○田中委員 定義については読めばわかると思うんです。それが判断できないから相談するということになると思うんですよ。それを相談した時に工程を見られて、そうですねっていうふうな判断にされるのか、どういったそのプロセスでどういうふうな判断のやり方をされるのかっていうのを聞きたいです。

○中塚賃金室長 確認が必要であれば、それは事業所の方に赴いて内容見た上で判断することになると思います。

○田中委員 そうしましたら、相談させてもらったらどのような判断を下されるんでしょうか。要は工程見られたこともない方が、どのような判断をされるのかというふうに聞いているつもりです。

○中塚賃金室長 どういった事業をしていますかということをもまずは確認させていただきます。その上で、我々は日本産業分類の方で、ではこういった分類になるのではないでしようかというふうなお互いの確認ができれば、特定最賃の方に該当しますねっていうことになると思います。それを持って、その要件について、我々は聞いても分からないということであれば、現場での確認ということも必要かと思われます。

○田中委員 分かりました。

○中塚賃金室長 はい。よろしくお願いします。

○佐藤部会長 では、その他御意見等なければ、採決の方を取りたいと思います。

では、必要性があると思われる方、挙手をお願いします。

[採 決]

○佐藤部会長 ありがとうございます。では全会一致ということで、改正の必要性ありという結論に達しました。

つきましては、事務局において、専門部会の報告書の案の作成をお願いします。時間は、どれぐらい必要になりますか。

○中塚賃金室長 5分いただきたいと思います。

○佐藤部会長 では、5分間休会したいと思います。大体45分ぐらいまででよろしいですか。

○中塚賃金室長 はい。

○佐藤部会長 では、45分まで休会します。

[休 会]

○佐藤部会長 再開いたします。

もう手元に、部会報告書案を配布していただいているかと思いますので、確認の意味で、事務局で読上げをお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 それでは、読み上げます。

案、令和6年9月12日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当専門部会は、令和6年7月26日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記といたしまして、委員の皆様のお名前を挙げておりますが、お名前等御覧いただきまして、御確認いただき、読上げを省略いたします。

次のページには、審議経過を記載してございますが、こちらの方も御確認いただき読上げを省略いたします。以上でございます。

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。今、読上げをしていただきましたけれども、これを本審の方に報告させていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、報告書案の案を消したものを報告書とし、本審に報告させていただきます。

議事の1番目は以上とさせていただきます。では2番目、その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

○市村賃金室長補佐 まず、専門部会報告をいただきましたので、本日、午後5時から開催予定の第548回鳥取地方最低賃金審議会におきまして、部会長から専門部会報告を行っていただきます。

その後、審議会会長から鳥取労働局長に答申を行っていただき、鳥取労働局長から審議会会長宛に改正決定の諮問が行われましたら、第3回以降の専門部会を開催しまして、金額審議を行っていただくことになります。

3回目の開催日程につきましては10月8日金曜日14時からとなります。4回目の開催につきましては10月10日木曜日17時30分からこの会議室で開催いたします。なお、4回目につきましては開催時刻が17時30分という遅い時刻での開始となり、大変御迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。以上です。

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。

何かこの件について、御質問、御意見ありますでしょうか。特にないですかね。

では、本日の審議について、通して何か御意見等ありましたら、最後にお聞きしますが、よろしいですか。

それでは、使用者側からもありましたように、金額の決定についてはより慎重に行いたいと思います。では、また次回以降よろしくお願いいたします。

これにて第2回鳥取県電子部品等最低賃金専門部会は終了します。ありがとうございました。